

訓令甲第23号

警視庁工事施行規程を次のように定める。

平成28年9月1日

警視總監 高 橋 清 孝

警視庁工事施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 請負工事
  - 第1節 設計（第7条－第10条）
  - 第2節 起工（第11条－第15条）
  - 第3節 工事の施行（第16条－第22条）
  - 第4節 工事の完了（第23条－第25条）
- 第3章 設計等の委託（第26条・第27条）
- 第4章 局等への委任工事（第28条－第30条）
- 第5章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警視庁における工事の施行についての基本的な事項を定めることにより、工事の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 工事 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事及びこれに附帯する工事をいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に規定する物品に係る作業及び修繕を除く。
- (2) 局 東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）第8条第1項に規定する局をいう。

- (3) 部長 警視庁の設置に関する条例（昭和29年東京都条例第52号）第4条第1項に規定する部長をいう。
- (4) 工事主管部長 工事に関する事項を主管する部長をいう。
- (5) 課長 警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）第71条第1項に規定する課長をいう。
- (6) 工事主管課長 工事に関する事項を主管する課長をいう。
- (7) 監督員 東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則（昭和47年東京都規則第114号の6）第3条の規定により準用する東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年東京都規則第130号）第16条第1項又は第29条第1項の規定により工事の監督を命じられた職員をいう。

（工事の計画的な施行）

第3条 工事は、長期的計画との整合を図りながら、効率的かつ経済的に行わなければならない。

2 工事の施行は、あらかじめ実施計画を作成し、円滑かつ迅速に進めなければならない。

（処理方針）

第4条 工事に関する事項は、工事主管課長が中心となって処理するものとする。

2 工事主管課長は、工事の施行状況を全般的に把握し、関係行政機関及び関係事業者との適切な連絡及び調整を行うことにより、工事の円滑な進行に努めなければならない。

3 前2項の規定による工事に関する事項の処理は、警視庁本部処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第5号）、警視庁警察署処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第6号）等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（工事台帳の備付け）

第5条 工事主管課長は、工事台帳（別記様式第1号）を備え、工事に関する事項を常に整理しておくものとする。

（秘密の保持）

第6条 設計金額及び起工金額並びにそれらの内訳の秘密は、厳重に保持しなければならない。

## 第2章 請負工事

### 第1節 設計

（設計の指示）

第7条 工事主管部長は、施行する工事について、設計上の基本的な事項及び特に注意を要する事項を明示し、その所属職員に設計を行わせるものとする。

（設計書の構成等）

第8条 工事設計内容の確定手続は、次の各号に掲げる書類から構成する工事設計書により行うものとする。ただし、工事設計概括書（別記様式第2号）及び設計図面等については、工事の種類又は規模により作成する必要がない場合は作成を省略することができる。

- (1) 工事設計概括書
- (2) 設計図面等
- (3) 工事仕様書
- (4) 工事設計内訳書
- (5) その他工事主管部長が必要と認める書類

2 前項第4号の工事設計内訳書は、工事別内訳書その他の工事主管部長が必要と認める書類をもって構成する。

（設計基準）

第9条 設計は、工事主管部長又は工事主管課長が別に定める設計基準に基づき行うものとする。

2 前項の設計基準は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- (1) 設計上の注意事項
- (2) 設計に関する技術的基準
- (3) 積算に関する基準
- (4) その他必要な事項

（工事仕様書）

第10条 工事仕様書は、東京都知事が定める標準仕様書によらなければならない。ただし、標準仕様書に定めのない事項又はこれによることが困難な事項については、この限りでない。

## 第2節 起工

（起工）

第11条 工事主管課長は、工事の設計が完了した場合は、次の各号に掲げる事項に留意して、当該工事を施行するための決定（以下「起工」という。）手続を執らなければならない。

- (1) 工事の施行時期を予定されるものについては、その時期を失しないこと。
- (2) 工事の施行時期、施設等の移設及び埋設その他工事の施行について、関係行政機関及び関係事業者と調整されていること。
- (3) 工事現場付近の住民への周知、公害の防止措置その他事前に措置すべき事項について、適切に措置されていること。

2 起工手続は、次の各号に掲げる書類から構成する起工書により行わなければならない。

- (1) 施工起案書（別記様式第3号）
- (2) 工事設計書
- (3) その他起工に必要な書類  
（工事番号）

第12条 工事には、工事番号を付けなければならない。

- 2 前項の工事番号は、各課ごとに毎会計年度における起工書の起案順に付すものとする。  
（工期）

第13条 工期が日数により定められている場合の工期日数の終期は、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除いて、暦に従い当該日数を数えた日とする。

（起工書の送付）

第14条 工事の起工が決定した場合は、工事主管課長は、遅滞なく起工書その他契約締結に必要な書類を用地課長に送付しなければならない。

（緊急起工の処理）

第15条 工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要がある場合は、この規程によらないことができる。この場合において、工事主管課長は、事後直ちに定められた手続を執らなければならない。

### 第3節 工事の施行

（工事实施前の措置）

第16条 工事主管課長は、工事实施前に監督員に対する指示、関係行政機関への手続その他必要な事項についてあらかじめ措置しておかなければならない。

（監督基準）

第17条 監督は、工事主管部長又は工事主管課長が別に定める監督基準に基づき行うものとする。

- 2 前項の監督基準は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- (1) 監督上の注意事項
- (2) 工事の監督方法
- (3) 監督員が行う工事施行に付随した事務及びその処理方法
- (4) その他必要な事項

（受注者提出書類処理基準）

第18条 監督員は、受注者から提出される書類を、工事主管部長又は工事主管課長が別に定める受注者提出書類処理基準に基づき処理するものとする。

2 前項の受注者提出書類処理基準は、様式及び処理方法を明確にして作成しなければならない。

(工事の進展状況等の把握)

第19条 工事主管課長は、工事着手後、定期的に報告を受ける等により、当該工事の進展状況等を適切に把握しなければならない。

(工事の中止及び中止解除)

第20条 工事主管課長は、工事の全部若しくは一部の施行の中止（以下「工事の中止」という。）

又は中止の解除を行う必要があると認めた場合は、工事中止書・工事中止解除書（別記様式第4号）により直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 工事主管課長は、工事の中止を行う場合であって、当該工事の中止が契約内容に重大な影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ工事主管部長の指示を受けなければならない。

3 工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により緊急に措置する必要がある場合は、前2項に定める手続によらないことができる。この場合において、工事主管課長は、事後直ちに定められた手続を執らなければならない。

(事故報告)

第21条 工事主管課長は、工事の施行中、地震、暴風雨、豪雪、洪水、予期し得ない工事上の事情変化その他により、工事に事故があった場合は、直ちにその実情を調査した上、必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該事故について社会的影響が大きく、特異なものと判断したときは、工事主管部長に事故の報告をし、その指示を受けなければならない。

(工事変更)

第22条 工事主管課長は、工事の起工の内容の変更（以下「工事変更」という。）を行う必要があると認めた場合又は変更された工事設計書を受領した場合は、速やかに工事変更起案書（別記様式第5号）により工事変更を行うための決定手続を執らなければならない。

2 第8条から第11条まで、第14条及び第15条の規定は、前項の決定手続を執る場合に準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事変更以外の工事変更の決定手続を執る場合には、工期末（二会計年度以上にわたる工事にあつては各会計年度の末及び工期の末）までに一括して執行することができる。

(1) 工期変更を伴う工事変更

(2) 重要な構造、工法及び位置の変更を伴う工事変更

(3) 変更見込金額が請負金額の10パーセントに相当する額又は800万円を超える工事変更

第4節 工事の完了

(工事の完了)

第23条 工事主管課長は、工事が完了した場合は、工事の完了後の図面及び写真を作成しておかなければならない。ただし、工事の種類又は規模により作成する必要がないものについては、この限りでない。

(工事成績評定)

第24条 監督員は、工事が完了した場合は、別に定める基準により、当該工事に係る成績の評定を行わなければならない。

(施設等の引継)

第25条 工事主管課長は、工事の完了後、施設管理者に施設の引継ぎを行う場合は、遅滞なく当該工事に係る書類を整理し、当該施設において施設管理者を立ち会わせて上、引き継ぐものとする。

### 第3章 設計等の委託

(委託基準)

第26条 設計、測量、地質調査、監理その他工事の一部であって当該工事から分離して処理できるものの委託(以下「設計等の委託」という。)は、工事主管部長又は工事主管課長が別に定める委託基準に基づき行うものとする。

2 前項の委託基準は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- (1) 委託の注意事項
- (2) 委託する業務の種別及び内容
- (3) 積算に関する基準
- (4) その他必要な事項

(準用)

第27条 前条に定めるものを除くほか、設計等の委託については第7条から第25条までの規定を準用する。

### 第4章 局等への委任工事

(局への施行委任)

第28条 警視總監は、工事の施行を局の長に委任することができる。

2 前項の規定により工事の施行を委任する場合は、工事施行委任書(別記様式第6号)により行うものとする。

(事業計画の事前協議)

第29条 警視總監は、施行を委任する工事に係る事業の計画の策定に当っては、敷地関係、工事

の規模・内容、予算関係その他必要な事項について、当該工事の施行の委任を受ける局の長と協議するものとする。

(他課への施行委任)

第30条 工事主管課長は、工事の施行を他の工事主管課長に委任することができる。

2 前項の規定により工事の施行を委任する場合は、委任に必要な事項について、当該委任を受ける工事主管課長と協議するものとする。

## 第5章 雑則

(別の方法による処理)

第31条 国、地方公共団体その他の公法人に委託して施行する工事その他特別の理由によりこの規程によることが困難であると工事主管部長が認めた工事については、別の方法により処理することができる。

2 軽易な工事の場合は、この規程によらないことができる。

(実施細目)

第32条 工事主管部長又は工事主管課長は、この規程の施行について必要な実施細目を定めることができる。

## 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

工 事 台 帳										施行方法	請負・委託			
工事番号	工事第号	契 約	年 月 日	支 出 科 目										
文 書 番 号	第 号	工 期	日 間	会 計										
契 約 番 号	第 号	着 手	年 月 日	款										
検 収 番 号	第 号	完 了 予 定	年 月 日	項										
起 案	年 月 日	完 了	年 月 日	目										
決 定	年 月 日	検 査	年 月 日	節										
工事件名：				監 工 事 督 担 当 者	所 属									
					職									
					氏 名	電話（ ）								
工事場所：				設 計 者	所 属									
					職									
					氏 名	電話（ ）								
受 注 者	住 所				代 理 人	住 所								
	法 人 名	電話（ ）				氏 名	電話（ ）							
	代 表 者					主 任 技 術 者	電話（ ）							
工 事 概 要	起工額	概要 ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....												
	契約額													
工 事 中 止 及 解 除	中 止 年 月 日		中 止 期 間		工 期 変 更		解 除 年 月 日		理 由					
	年 月 日 全部		年 月 日 まで		増 減 見 込		年 月 日							
	年 月 日 一部		( 年 月 日 まで		増 減 見 込		年 月 日							
	年 月 日 全部		( 年 月 日 まで		増 減 見 込		年 月 日							
設 計 （ 工 事 ） 変 更	回 数		増 減 金 額		変 更 後 金 額		増 減 日 数		完 了 予 定 日		決 定 年 月 日		契 約 年 月 日	
	第 1 回		円 増 減		円		日 増 減		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	第 2 回		円 増 減		円		日 増 減		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	第 3 回		円 増 減		円		日 増 減		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	第 4 回		円 増 減		円		日 増 減		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	変 更 の 理 由	第 1 回												
		第 2 回												
		第 3 回												
第 4 回														
摘要:														

注 必要により、記載事項を追加し、又は変更することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。





(裏)

設計概要：

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

支出科目	年度	会計	款	項	目	節
工事金額	区 分		金 額	摘 要		
	設 計 総 額		円			
	内		円			
			円			
	訳		円			

（表）

施工起案書

保存期間		処 理 経 過	施行	年 月 日	
文書番号	第 号		決定	年 月 日	
工事番号	工事第 号		施行予定	年 月 日	
			起案	年 月 日	
工事件名					
決 裁	警視総監	副総監	部長	課長	課長代理
合 議					
起 案	.....部	起案者	事務担当者		
	.....課				
	.....係	電話			

注 決裁欄及び合議欄は、必要により変更することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

1 起工理由						
2 工事概要						
3 工事場所						
4 施行方法 請負・委託						
5 工期						
(1) 始期						
(2) 期間(期限) 日間 ( 年 月 日まで)						
6 工事金額						
7 支出科目	年度		会計		款	
	項		目		節	
8 その他						

別記様式第4号（第20条関係）

（表）

工事中止書・工事中止解除書

保存期間				処	施行	年 月 日
文書番号	第 号			理	決定	年 月 日
工事番号	工事第 号				経	施行予定
				過		起案
工事件名						
決 裁	警視總監	副 総 監	部 長	課 長	課長代理	
合 議						
起 案	.....部	起案者	事務担当者			
	.....課					
	.....係	電 話				

注 決裁欄及び合議欄は、必要により変更することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

1	工事場所
2	施行方法 請 負 ・ 委 託
3	受 注 者 受 託 者
4	着 手 年 月 日
5	完了予定 年 月 日
6	全部中止 年 月 日 一部
7	中止期間 見込み 年 月 日まで 確定 ( 日間)
8	工期延伸 不 要 ・ 要 ( 日間の見込み)
9	中止解除 年 月 日
10	理 由
11	そ の 他

別記様式第5号（第22条関係）

（表）

工事変更起案書

保存期間				処 理 経 過	施行	年 月 日
文書番号	第 号				決定	年 月 日
工事番号	工事第 号				施行予定	年 月 日
					起案	年 月 日
工事件名						
決 裁	警視総監	副総監	部長	課長	課長代理	
合 議						
起 案	.....部		起案者	事務担当者		
	.....課					
	.....係		電話			

注 決裁欄及び合議欄は、必要により変更することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

1 変更理由						
2 変更概要						
3 工事場所						
4 施行方法 請負 ・ 委託						
5 工期及び 工事金額	既 定		変 更		増 ・ 減 (△)	
(1) 工 期	工事日数 日 ( 年 月 日まで)		工事日数 日 ( 年 月 日まで)		工事日数 日	
(2) 工事金額						
6 支出科目	年度		会計		款	
	項		目		節	
7 その他						



第 年 月 日  
号

殿

警視総監

印

工 事 施 行 委 任 書

下記工事の施行を委任します。

記

1 委 任 理 由

2 工 事 件 名

3 工 事 場 所

4 予 定 工 期

5 工 事 概 要

6 事 業 費

7 支 出 科 目

年度		会計		款	
項		目		節	

8 そ の 他